

平成27年度 京田辺市バス交通等
検証委員会実施計画
(案)

平成28年2月
建設部計画交通課

1. 目的

平成22年にバス交通等検証委員会が設立され、平成26年度末までに計8回にわたり意見交換が行われ、バス路線網の見直しや利用促進が図られてきました。平成26年度末で負担金路線に関する5年間の基本協定が満了となり、地域の実情にあった路線網や利用促進を図るべく、検証委員の市民公募やバス事業者の参画など新たな体制による運用を開始したところです。

公共交通の中でも特にバス交通は、生活交通としての性格が強く、本市においても利用促進策の検討は重要な施策だと認識しています。

本市におけるバス交通の将来像について検証委員会で議論をしていくにあたっては、実施計画を策定し目標までの道のりや各回の開催目的を共有することにより、委員同士、また委員と事務局の信頼関係の構築や論点の整理が図られるものと考えています。

また、今年度からは、従来の方式にとらわれず、主体的な議論を行うべく、ワークショップ手法を用いることにしました。ワークショップ手法では主に以下の効果を期待しています。

- ①主体的な関わりにより、当事者意識を持つ。
⇒能動的（積極的）参加、成果の報告
- ②委員、バス事業者、事務局間の信頼関係を構築する。
⇒委員の意見の傾聴、議論より対話、プラス発想
- ③自らの考えを発散し、見える化により意識を共有する。
⇒プロセスの見える化、問題点・アイデアの共有化

ワークショップの成果を活かし、今後の取り組みについてまとめていきます。そして、それ以降も、定期的に検証委員会を開催することにより、バス交通の活性化や利便性向上に向けた検証や意見交換等を継続的に行っていきます。

【検証委員会設置（要綱第1条）】

京田辺市市域における市民生活に必要なバス等による輸送の確保その他市民の利便性を図るとともに、バス等公共交通のあり方を協議していく。

【検証委員会委員の役割（要綱第2条）】

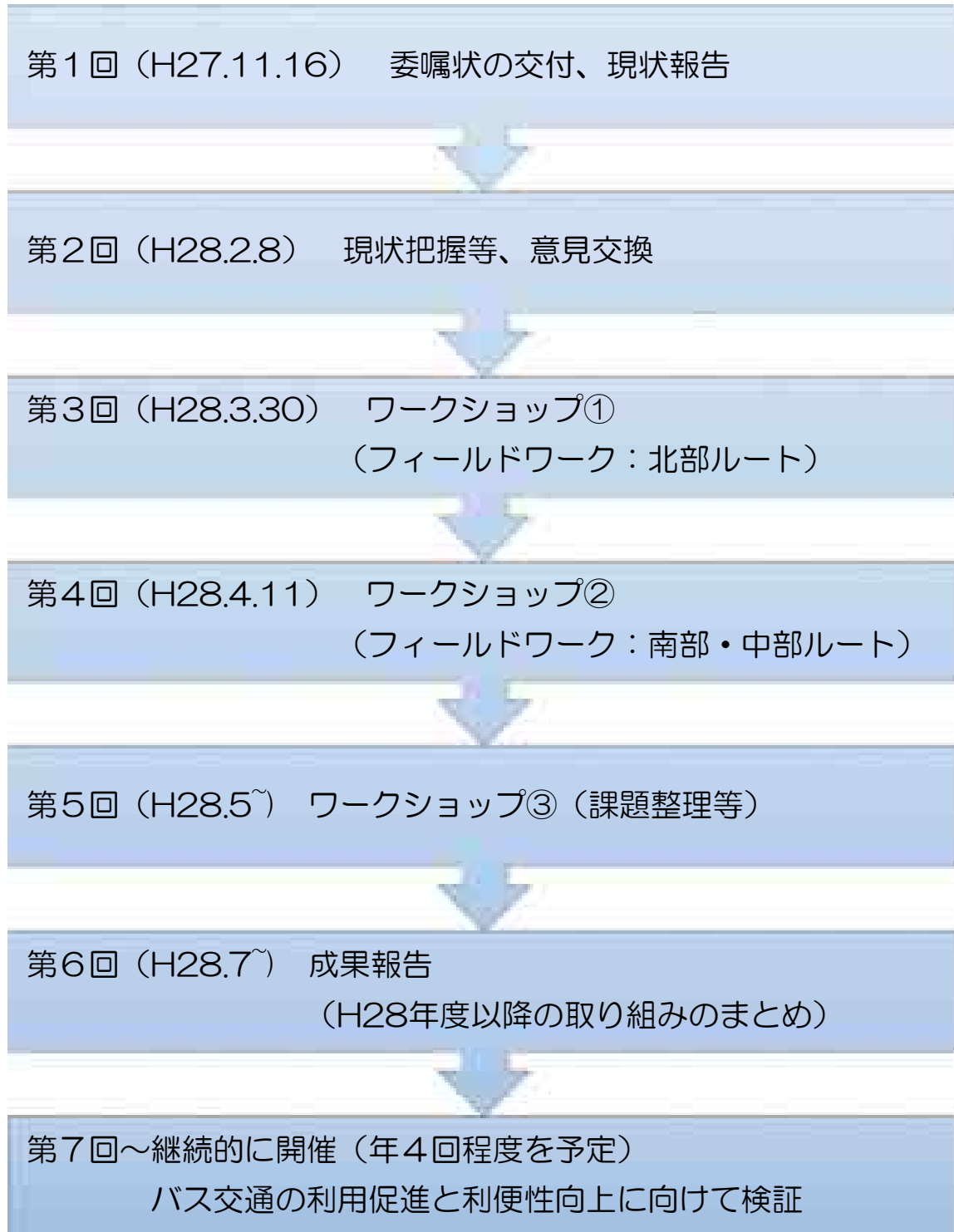
委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- ・市が運行経費を負担する路線の運行及び利用促進に関するもの。
- ・バス交通に関し、バス事業者への要望事項に関するもの。
- ・京田辺市域の路線バスの利便性向上に関するもの。

2. 事業計画

計画期間：平成27年度～

*開催は下記のとおりとしますが、諸般の事情により変更が生じる場合もあります。



3. 詳細計画

第1回 (H27.11.16)

(目的)

市民公募、バス事業者等の参画による新たな体制での第1回目の開催であるため、委員及び事務局の顔合わせを行うこと及び京田辺市におけるバス交通の現状と課題を把握する。

(内容)

- ・ 委嘱状の交付
- ・ 現状報告
- ・ 意見交換

第2回 (H28.2.8)

(目的)

前回委員会に引き続き、現状把握と意見交換を行い、次回から計画しているワークショップにつなげていく。

(内容)

- ・ 検証委員会実施計画（案）
- ・ 前回の振り返り
- ・ 負担金路線の現状と対策素案（事務局より）

第3、4回 (H28.3.30 及び H28.4.11)

(目的)

前回実施した現状把握等を踏まえ、フィールドワークとして実際に路線バスに乗車することにより、机上の議論では見えてこなかった現状の把握と新たな発見を期待する。

(内容)

- ・ フィールドワークとして、2回に分けて市内負担金路線バスに乗車
- ・ 北部ルート (H28.3.30)
- ・ 南部・中部ルート (H28.4.11)

第5回 (H28.5~)

(目的)

前回のフィールドワークで感じた点を整理し、意見交換を行う。

(内容)

- ・フィールドワークを踏まえた整理
- ・グループ発表 (5分×3グループ)、意見交換

第6回 (H28.7~)

(目的)

ワークショップの成果を活かして平成 28 年度から実施していく取り組みをまとめる。

(内容)

- ・成果を活かしたまとめ
- ・意見交換

第7回以降

(目的)

以後、定期的 (年4回程度) に検証委員会を開催することにより、バス交通の活性化や利便性向上に向けた検証や意見交換を継続的に行っていく。

(内容)

- ・現状報告
- ・意見交換